

う事ですよ。

司会　それが微妙で、「診断」と言うと医療行為になってしまう。例えば吸引で肌が赤くなるのは当たり前だけど、その後水疱になって、シミになってしまったとすると、これはまずいですよね。個人差や部位、加えた圧力などの方法のことになるので、ケースバイケース柔軟に対応するしかない。

B　ワックス脱毛でも施術後の当たりの赤さとそうでない赤さや皮膚が剥けるようなことだってありますからね。

C　一度、生徒の背中、腕、足を相モデルでワックス脱毛をやらせたのですが、5日目になって背中だけに発疹ができて、これってワックス脱毛だけが原因とは言い難い時期ですよ、5日も経っているし。こういったケースだってサロンであればクレームがくると思うんですね。その時にどう対応すれば良いのかと思うんです。

司会　皆さんに色々と発言していただいたことを参考に、報告書の方はまとめさせていただきます。本日はありがとうございました。

エステティック座談会

平成 15 年 12 月 21 日(日)午後 1 時 30 分～

於：COSMO 2 1 (東京都港区虎ノ門)

★テーマ「エステティックサロンにおける身体危害防止について」

★グループB (日本エステティック協会認定校講師 7 名)

出席者(順不同)

- ・ A (講師歴 9 年)
- ・ B (実務経験 10 年、講師歴 3 年)
- ・ C (実務経験 9 年、講師歴 3 年)
- ・ D (実務経験 5 年、講師歴 3 年)
- ・ E (実務経験 25 年、講師歴 14 年)
- ・ F (講師歴 7 年)
- ・ G (講師歴 10 年)

★司会

- ・ 大原 國章 (主任研究者／虎の門病院皮膚科部長)

司会 本日はお忙しい中お集まりいただいたのは、エステティックサービスによる消費者への身体危害をどう防止するか、あるいは減らしていくかという私達がやっている調査研究のための参考意見として

1. エステティックサービスによる消費者への身体危害が発生することを知っているか。また、そういった現状があることをスタッフや生徒にどう伝えているのか。
2. エステティックサービスによって消費者への身体危害が起こる理由をどのように考えているか。
3. 消費者への身体危害をどのようにすれば未然に防ぐことができると思うのか。
4. エステティックサロンで日常的に使用できる身体危害防止に関するマニュアル的なテキストが必要かどうか。また、どのような内容のテキストが望ましいか。

以上の4点について議論していただきたいと思っています。

ここに集まっていたいただいた皆さんはエステティシャン養成校の講師の方達ですが、バックボーンが理美容専門学校だったりエステティック専門学校だったりそれぞれ違いがありますので、まず簡単に自己紹介してください。

- A 化粧品小売店の販売員を対象にエステティックの教育をしています。受講生は40代が多く、化粧品のことは良く知っている方たちです。10年、20年のキャリアをもっている人達が技術を学びに来ています。中には、CIDESCOを目指す人もいます。
- B エステティック専門校に勤めています。CIDESCOを目指す生徒と、日本エステティック協会の認定エステティシャンを目指す人がいます。CIDESCOコースの大半は、高卒の10代ですが、仕事をしながらの人もいますから、年齢層は幅が広いです。
- C 理容美容専門学校から来ました。現在、ビジネス美容科というエステティックティックを専門的に2年間勉強する学科でフェイシャルの実技を担当しています。学校は日本エステティック協会の認定校で、認定校として決められたレベルの授業をしています。CIDESCOの認定校

でもありますから、CIDESCO試験を受けられるレベルの教育はしています。

学生は、9割以上が高卒で、残りは大卒と転職された人達です。韓国や中国からの留学生もいます。

D Cと同じ学校から来ました。フェイシャル、ボディ、メイクを教えますが、主は1年生のフェイシャルです。

E エステティックの専門校をやっていますが、まだ2年目の発展途上の学校です。

サロンで25年エステティシャンをやっていましたが、現場で使えるようなエステティシャンを育てるのが夢で学校を始めました。認定校として、日本エステティック協会に認定していただいておりますので、それに沿って教えています。

F エステティック専門校から来ました。うちにはエステティシャンの養成コースは3つあり、それぞれ学んでいる生徒のレベルや年齢層は違います。私はCIDESCOインターナショナルコースの担当で、高卒の生徒から55歳の方までいます。

認定コースでは、認定エステティシャンになるための教育を300時間のカリキュラムに沿って、自動車教習所のような形式で受講してもらっています。このコースには、サロンに就職している方や新たにエステティシャンを目指している方がいます。また、サロンバックアップコースというのがあって、営業的な講習会です。以前、営業もやっていたので、こちらのコースも担当しています。このコースは生徒の層がとても幅広く、生徒であると同時に、営業的にお得意様にもなりますので、話し方など講習中に多々考えさせられることはあります。

G 化粧品メーカーの認定校から来ました。認定校ではありますが、他の皆さんとは違って、取引先のサロンのスタッフ向けに講習会を行っています。ですから、生徒さんの受け入れについては、どうしても間口が狭くなります。年齢は幅広く、私は理論とフェイシャル実技を担当しています。

現在、学校そのものの在り方を見直すための検討をしている最中です。

司会 では、議論に入っていきますが、まず添付した、エステティックサービスによる危害報告に関する資料を見てください。年間 500 件の身体危害の報告があり、もっとも多い事例は皮膚への障害です。また、2 人に 1 人は病院に行ったという被害の程度になっています。

そこでまず、エステティックに関するこういったデータがあることを皆さんはご存知ですか。また、トラブルの件数も含めて知っていましたか？ちょっと挙手してください。

※E、Aの2人が挙手。

E トラブルがあることと、パーセント的な数字は知っていました。実数ではなく。

司会 ご存知でない方もいますが、この数字は少ないのかこんなものなのか。どう思いますか。もちろん、エステティックの内容によっても違うと思いますが？

E 以前から山ほどトラブルはあると思っていました。結局、学校も決められた通りに教育をこなすことに追われ、現実を見ていない。18 年間サロンで実務をやっていたから、教育をきちんとやらないとサロンでは駄目だと思っています。

私のところでは、危険な部分をまず教え、6 週間の実践教育をします。それでも、実際にはトラブルが起きていますから、危険性は感じていました。

B フェイシャルのトラブルが多いのにはビックリしました。イメージでは脱毛が多いと思っていました。でも、フェイシャルの中にケミカルピーリングやレーザーなどを使ったものが入っていれば、メディカルな部分のエステティックなので分かる気がします。ソワンエステティックの中では、そんなにトラブルは起こりようがないと思います。化粧品カブレとかはあると思うけど。

E オーバートリートメントが多いと思う。たとえば、強すぎたりとか。判断する力が欠けているので、それをもっと教えないといけない。肌の変化に気付かず、施術することばかりに集中してしまう。それによって起こるトラブルはとても多いように思います。ピーリングにしても、保

水力を落とすと防御力は弱くなる。そのことに気付かずにツルツルになって良かったと、それが結果を判断する材料になっている。そういうことを教えないと、簡単なことでミスをしてトラブルを起こすことになる。

司会 機器を取り扱っているメーカーが運営している学校ではどうですか。

F 施術前には、必ず事前カウンセリングをすることを教育していますから、そのカウンセリングで何か気になる項目があれば、機械は使わずにハンド・トリートメント力加減をしっかりチェックしてやるといった教育をします。でも、サロンでの実習体験談を生徒から聞くと、学校みたいに細かくカウンセリングはやっていなかったという話もありました。正直、ちょっとショックを受けました。結局、サロンに行けば、そのサロンのやり方で仕事をやらされる。学校で丁寧に教えても、それでいいのかと考える。そういったサロンがカウンセリングをしっかりやらないからこういう危害が起こると思います。

司会 Eさんの言うようにサロンをやっていて、もっと現実的なことを技術者は学ばなければならないと。しかし、学校できちんと教育しても、実際にサロンに行くことができている。できないという2つの側面がありますね。

G 数的には、表面に出てきていないものを考えると、エステティックサロンではもっといろいろ起きていると思う。こういったことがエステティック全体の評判を落としているんだと思います。

司会 エステティックのイメージアップは、どうすればできると思いますか。

B 被害に遭った人達の中には、ケミカルピーリングや機械を使ったものが多いと思います。ですから、メーカーとの連携は大切。使うのはエステティックティションでも、メーカーとエステティションの関係をきちんと作っておかないといけない。中には、危険な機械をつくっているところもあるので、それはメーカーの責任になると思う。

司会 危害を未然に防ぐための原因は、そういったところにも含まれていますよね。では、こういう危害について、生徒達にはどのように伝えていますか。講義の中で言うのか、あるいは質問みたいなものがあつた時に

個別に答えるのか？

- A 私は、1人1人だと全員に伝えることができないので、講義の最後の方で全員に話します。「今まで皆さんは、こういう実技を勉強してきましたが、現場に出た時にはこういう危険があります」といったように話をします。すると、お客様に触るのが怖いと言う生徒もいます。そんな時は、ちゃんと教わった通りにやれば大丈夫とアドバイスします。

自己流というか、親切心でもっとサービスしてあげようと思ったりした時に、逆に肌を傷めたり、オーバートリートメントになることを頭に入れておいて欲しいですね。

お客様の肌をしっかりと見極め、焦らないでと。ずっと一緒にいてみてあげられる訳ではありませんから、なおさら最初の教育は大事になります。

危害の件数ですが、実際はもっと多いと思う。ただ、危害を起こすことは経営のマイナスになりますから、絶対に安全にやりなさいとも言っています。1人のお客様にトラブルがあれば、100人のお客様に影響が出ると。だから、たとえば妊娠中の人には絶対やってはいけない厳しく言っているけど、無理をしてやってしまう。こういったことがなくなる限り、危害の件数は減らないでしょう。教える側の危機管理意識を高めることも必要だと思います。

- 司会 なるべく安全にやるんだと皆さんは考えていると思います。しかし、施術の内容によっても違うと思いますが、レーザーや脱毛だとなぜ危害が起こってしまうのか。

たとえば、お客の欲求に合わせて脱毛をやりすぎるとか、先生の教え方がとか、新しい機械を簡単に使っているからだとか、いろいろ考えられると思いますが、その原因をどう考えていますか？

- B 技術者としての習得レベルの未熟性があると思っています。現場では、忙しすぎて教育が行き渡らないと言っていた生徒がいました。

- 司会 ベテランの技術者と一緒にやるから忙しくなり、教育が難しいと？

- B お店に入ってからのことですが、衛生面などは忙しくて学校で教わったような細かな作業までできないと。そうした教育の場とサロン現場の

ギャップはかなり言われますね。

E 学校と現場サロンのズレは私も感じています。理論や医師との関係でやってはいけないと言われても、「でも」という部分は現場にあります。安全は考えていますが、ギリギリのところで行っているというのがサロンの本音だと思います。それをやらないと売上げは上がらないし、お客様も喜んでくれない。ですから、「安全性」は大事なんですが、それ以上に「安全の範囲」を超えたらどうなるのかといったことや、こうやったらどうになってしまうのかといったこと、そして起こってしまったことへの対処の仕方や判断力を身に付けさせなければならない。「知らなかった」では済まされませんから。それを学校はやらなくてはならない。

具体的には、肌を見極めた上でクレンジングからどこにウエイトを置いたトリートメントの組み立てをするかという実践的教育をする。そうすると安全を確認する目とその方法を考える力が養われる。講習で教わったことは正しかったというように思ってもらえるように教える側もなくてはならないと思う。

司会 教える対象は？

E 全く経験のない人に。私はずっとフリーで教育をやってきましたから、そうした経験の中でそう思いました。既に知識がある人には、やり方を変えてもらうことは難しく、全く知らない人達はストレートに聞いてくれるから、短期間で判断力を養うことができます。もちろん、全体的なレベルとしては、当然まだ未熟ですが、意識を身に付けてサロンに出て行くと、危険なことに対しての知恵が育ってくる。ここまで育てる責任は学校にあると思うし、そこから先は、あくまでも本人次第ですね。

司会 教育時間や内容は決まっていますか？

E 決まっています。認定校ですから、基本的には決められた基準に沿ってやっています。それに独自の教育も加えながら。たとえば、1人の皮膚に対して、いろいろな化粧品の組み合わせによってどうなるのか。技術のときは、少しでも肌に異常が起こった時には、みんなを集めてその場で何が起こったのかを確認しています。

A 私のところは、100%化粧品販売店の人達ですから、お客様との関係は

長年の知り合いが多いと思います。そして、多くの化粧品を買ってくれるお客様にサービスを提供しているので、そういったお客様に喜んでいただく、つなぎとめるためのエステティックが多いと思う。ですから、お金儲け、他の店よりも多くの化粧品を売る為のより良いサービスという気持ちが強くあります。お客様も絶対に肌が綺麗になるという期待がありますから、それができないと駄目なんです。肌によってはサービスが提供できない人や部位もありますが、それを知らないお客様は「断られたからこの店は駄目だ」と思ってしまう。技術者としては困ってしまいますが、上手にお客様とコミュニケーションをとることでクレームは解消されると思います。

E カウンセリングですよね。

A カウンセリングは大事ですよ。カウンセリングのテクニックもありますが、練習させてもなかなか上手くいかない。カウンセリングはどう聞き出すかが大事で、短い時間ではどうしても聞けない部分がある。もちろん本人が忘れていたこともあります。「これを聞きなさい」というものは意識してそればかりを聞きますが、詳しくと思うとどうしても時間がかかってしまう。時間がかかると忙しいお客様には嫌がられる。大事なことなただけ、現場では難しい面が沢山あります。

司会 安全に関する教育とお客の要求する効果とのギャップ、現場ではギリギリのラインで仕事をしている。カウンセリングでお客を把握するという意見が出ましたが、他にはどうですか。

F 本物を見せてあげたいですね。本とかには載っているけれど学校では実際にはあまりトラブルが起こることがないので、事例を見せてあげることができない。また、実例集などに載っているものと全く同じ症状が出るわけではないので、本を見て理解する生徒もいますが、理解度はバラバラです。そういった差をなくすためにはどうすればいいのかは考えてしまいます。

E ヒトの肌は十人十色というか、100人いれば100人とも違うという前提で勉強すると、化粧品であれば理論的にはこうだけど、この成分が効果的であるという効果をその場で見せることは無理でも、ある程度効果な

どを予測した上で教えるだけでも、一例としてインプットされれば、少しはトラブルが防げる気はします。

司会 化粧品メーカーのGさんはどうですか。

G Eさんが言われたように、安全性だけを伝えるのではなく、やり過ぎた時に、どんな変化が起こるのかを伝えておかなければいけない。万が一の時に、きちんとした対応や判断ができるように。ただ慌てていたのでは、お客様も本当に不安になってしまいます。いろいろな肌のタイプや質の違いを見せながら、現場感覚の実践的な教育が理想ですが、現実的には難しいですね。

司会 一昨年度のこの調査研究の中で、いろいろな症状を例に、こんなお客様が来たらどうするかという質問のアンケート調査をやった。たとえば、「お客様がケロイド体質だったらどうするか」という質問に対して、「施術しない」という答えがあった。ケロイドというものがどのようなものなのか分かっていないので、そういう回答が返ってくるんですよ。

ケロイドは熱傷で起こって、軟膏で治療しても3～4週間は治らないものを言います。エステティックでは、1カ月2カ月経っても治らないようなものはやってはいけません。そういう風にしておかない限り、ケロイドにはならないのです。だから、「ケロイド体質」と言われた時に「アレルギーになるからお断り」となってしまう。過剰に安全を考えすぎて不要に警戒する必要はないと思う。

では、原因と対応についてはそんなところにおいて、実際にレーザーとかケミカルピーリングの苦情が多く報告されていますが、レーザーとかケミカルピーリングを医療と考えるかエステティックと考えるか。皆さんはどうですか。

C レーザー脱毛やケミカルピーリングについては、一つの方法として話だけは教えますが、実際に学校内で教育してはいませんから生徒が危機感をどれだけもっているかは分かりません。やっていいかどうかについては、サロンにはお客様のニーズがいろいろありますから、どうしてもお客様を綺麗にしてあげたいと思うと効果の出やすいケミカルピーリングとかをやってあげたくなるんだと思います。でも、学校で教えるのは

難しいと思います。

- D ケミカルピーリングは、肌のトラブルを起こしやすいので学校の授業に取り入れ、教えるのは難しいと思います。

学校での技術の授業は、生徒同士が相モデルで実習します。年代が同じような10代の生徒がほとんどですから、年代による肌の違いや変化みたいなものを実際に見せながら教育するという実践的な教育をするのには無理があります。ただ、そういったことへの改善策ではないですが、例えば生徒の親や親戚の方、近所の方たちにモデルとして授業に協力いただければ、いろいろな肌を教育現場で直に見たり触ったり出来る。でも、そういった教育をやったから実際のサロンワークの中でどこまで通用するかと言えば、まだまだ足りないとは思いますが。

ですから、ケミカルピーリングみたいな難しい技術をしっかりした裏付けもなく技術だけを教えるのは危険だと思う反面、サロンではやっているところもありますから出来れば教えてあげたいとは思いますが。

- F 私の学校の校長はイギリス人で、電気脱毛理論の授業はあります。でも、電気脱毛の機械はありませんから、実技はやりません。その理由は、ケミカルピーリングも同じですが、CIDESCOの試験には出ないからです。

- G 私も、授業としてスクールで教えるのはなかなか出来ないと思います。ただ、こういった方法もあるといった程度のことは教えておかないと、生徒が聞いてくることもありますから。やるやらないは別に、自分も含めて知識だけは持っておいた方がいいとは思いますが。

- E 私の学校でも情報として知っておいた方がいいという程度に教えています。実際には実技はやりません。まだ、公のものというか危険性も含めていろいろといわれていますし、ケミカルピーリングが安全で身体に影響がないものだ、私自身が言い切れませんから。

そういった技術については、サロンの現場の中で実際に問題が起こったり疑問を感じたりしたときに、直接メーカーに尋ねて解決していくしかないと思います。

- D 高校卒業仕立ての生徒たちにレーザー脱毛という方法もありますよと

話をすると、雑誌などにもそういった情報がたくさん載っていて、自分のアルバイト代でも受けられるような安い料金の施術を受けに行くみたいで、彼女たちには危険という意識は全くありません。授業では「レーザー脱毛で最近こういうトラブルがありましたよ」程度の話しかしていないせいなのかもしれませんが。

ですから、実際に生徒の前でどんなものなのかを見せてあげられるのなら見せたいというのが正直な気持ちですね。きちんと教えないで単なる情報程度の話では、もっとトラブルが増えるでしょうし、安易な考えでやってしまう人も増えると思います。

生徒の話では、1000円とか3000円とか、10か所5000円と書かれた広告が載っていたそうです。

司会 ケミカルピーリングやレーザーは、危険だから学校としては推奨できないし、だから教育できないということですか？

E 販売メーカーの人に来てもらい、メーカーサイドの情報として話してもらうことはありますが、あくまでもメーカーからの説明の時間程度に考えています。

司会 化粧品についてはどうですか。やはり新しいものがどんどん出てくるんですか。

G 私のところに限らず、次々に新しいものは発売されています。

E 新しい化粧品が出るたびに商品の説明会や講習会をやるんですか？それにはどんな人が参加するんですか？たとえばサロンのスタッフ全員が参加するとか、代表者みたいな人が来るとか。

G スタッフ数や店舗数の多いサロンでは、数名の代表者が参加し、2、3人のサロンであれば全員で来るところもあります。また、個別サロンにうかがって直接指導することもあります。

E 化粧品の場合は、使用できる成分も含めて薬事法で決められていますから、正しく使用していればトラブルはほとんどありませんよね。でも、機械の場合は違うと思います。

司会 では、サロンで新たに機械を導入する場合に、メーカーではどんな講習会をやるんですか。

B 当社では、まず直接サロンに伺って、サロンの中で全スタッフを対象に講習会をやります。その時は、技術的なインストラクターと営業担当が伺います。さらに社の方においでいただいて、技術のデモンストレーションも行っています。その時は、何サロンかに参加してもらいます。

司会 機械というのは、ある程度自分で使ってからでないと、本当のところ分からないと思う。使っているうちに、ここはどうなんだろうと言う疑問が出てくる。それで実際にサロンでは、お客様に使用する前に自分たちである程度使ってみるとか、いろいろ試してみて、それから営業に使用しているんですか？

B はいそうです。ですから、サロンでの講習で使い方をまず理解してもらい、サロンでしばらく試していただいた後でたくさんの方が集まる講習会では実技を見てもらいながら質問を受け、それに答える。導入から営業までの経過はだいたいこうですね。

司会 話は前後しますが、皆さんはエステティシャンを育成する立場にあるわけで、報告にあったような身体危害を防ぐ為にはどうすればいいと思いますか。

現実的にはお客様の要求するすべてをサロンで受け入れること出来ないでしょうし、言われた通り受けてしまうとトラブルを起こすことになりかねない。そうすると、卒業後にも知識や技術の再教育を定期的に行っていくとか、予想されるサロン現場とのギャップを教育しなおすとか。どんな方法があると思いますか。

E お 蔭様で、生徒全員の就職先は決まりましたが、ある程度学科の授業が終わったところで、3週間、お客様をとってカウンセリングからカルテの記入まで実践的な教育を行っています。さらにその後の1週間は、サロンの実習に行かせて、実際にサロンに入った時に現場とのギャップにびっくりしないような工夫はしています。

生徒にはすごく勉強になるようで、サロン実習終了時にレポートを提出させているんですが、サロンに出る為の心の準備にはなるようですね。

司会 サロン現場での実践的な教育というと、接遇とかも含まれるんですか？

E もちろんそうです。現場で実際にお客様からお金を頂くわけですから、サービス業の原点でもありますし。

司会 ところで、今話をしている健康被害というのは、お客様に限った事ではなく、エステティシャンにとっても実は問題になっているわけで、化粧品やエッセンシャルオイルでエステティシャンがカブレを起こしたり、手荒れを起こしたりしている。つまり、自分自身の健康にも害が起こっている。それで、サロンの安全管理という点では2つの面で考えておく必要があると思います。

 それでは、そういったことも含めて、サロンの中で使用できる身体危害の防止に役立つようなマニュアルやテキストみたいなものは必要だと思いますか？また内容的にはどんなものであれば使えますか？例えば具体例がたくさん載っているとか。

D 分かりやすいものがいいですね。教える側にとっても教わる側にとっても。それに、こんな事をするとこういうトラブルが起こってしまうとか、事例がたくさん載っていて、目で見て分かるように写真がいっぱいあるといいと思います。

司会 臨床写真もいいですが、あまり生々しいものはどうなんですかね。

E 医学書に載っているようなあまりにも生々しい写真だと、逆に自分たちには関係ないことみたいに思われてしまうと思うんです。ですから、エステに関係ありそうなものの方が実用的でいいですね。欲を言えば、段階的に皮膚や症状の変化していく様子が分かるようなもの、例えば最初はたいした事のない症状が徐々に悪化していく様子とその間の原因が分かるようなものは欲しいですね。

A （参考に提出した写真を指して）この写真は手荒れですが、サロンでは本来希釈して使用すべきエッセンシャルオイルの原液をそのまま使用していることがあります。例えばこの手荒れの写真を使って、エッセンシャルオイルを原液のまま使用していると手がこうなってしまいますよ、と説明するときには使用できますよね。自分の手をカブレさせて見せるわけにはいきませんから、なぜ希釈して使うのかを理解させる為の教材としては説得力を持ちますよね。でも、Eさんも言ってましたが、あま

りにもリアルすぎると怖がる生徒も出で来ると思います。

それと、比較的肌が弱いとか肌トラブルを経験しているエステティシャンの方が、説明が上手だったりするんですね。サロン現場では人に話すときに自分の経験が役立つことは十分ありえます。

E 本当にそうですね。学校で学習してきたことの幅を広げるのは、何と言っても経験ですから。

C 本などに掲載されている臨床写真は、もちろんご本人の協力もそうですが、承諾が必要なんですよ。

司会 原則的にはありますよ。肖像権とかがありますから、写真の場合には何に使用するのかとかうるさく聞かれますね。記録の為ですと言っても、他人には見せないんですかとか、一筆書かされることもありますね。

A 特にフェイシャルだと顔が写るじゃないですか。人によっては自分の嫌なところや気になっている部分を他人に見せるなんて絶対に嫌だって言う人もいますよね。でも、そういったことがなかなか世間に公表されないから、話でしか伝えることが出来ない。

教育現場では、現実を見せて、現実を見た時にどう思うかを考えさせる大切だと思います。実感できてこそ、自分にも関係あることなんだなという理解につながる。現実から目をそむけると、どうしても楽な方向へ行ってしまうから。

E 要するに、安全の範囲を教えてあげることだと思いますが、現実的には、いろいろな施術の中でどこまでが安全でどこまでやっていいと言う線引きは難しいと思うんです。

トラブルを起こした経験があればそれを糧にして、二度と同じトラブルを起こさないように学習できる。

でも、この座談会の趣旨からすると、トラブルを起こして学習するのではなくトラブルを防止することがテーマですから、エステティシャンとして施術をする際の安全の範囲の線引きが可能であれば、まず減らすことは出来ると思います。

C 私の考えも同じで、生徒に対して、エステティックではここまでやってもいいと、明確に言い切れるよう教材があれば、学校は徹底しやすい

ですよ。生徒にしても、学校でこれはやってはいけないことだと教えられたと、サロン現場の中で多少なりとも自己主張出来るようになるかもしれません。

F エステティックの範囲と言いますか、どこまでやっていいかを正しく伝えられる教育の出来ることが望ましいですね。国家資格みたいなものがあれば、その辺のことは当然クリアされることだとは思いますが。

B 学校で教えている先生方は、教育現場とサロン現場のギャップの中で皆さんジレンマを感じていると思うんです。それは、今皆さんが話していたようなエステティックの範囲がきちんとしていないことが原因だと思います。エステティックでは何をしたいのかが決まれば、学校はそれに準拠した形で、トラブルを防ぐような教育を徹底できると思うんです。そういったことが確立されれば、危害防止に役立てられるテキストは、絶対必要になりますね。

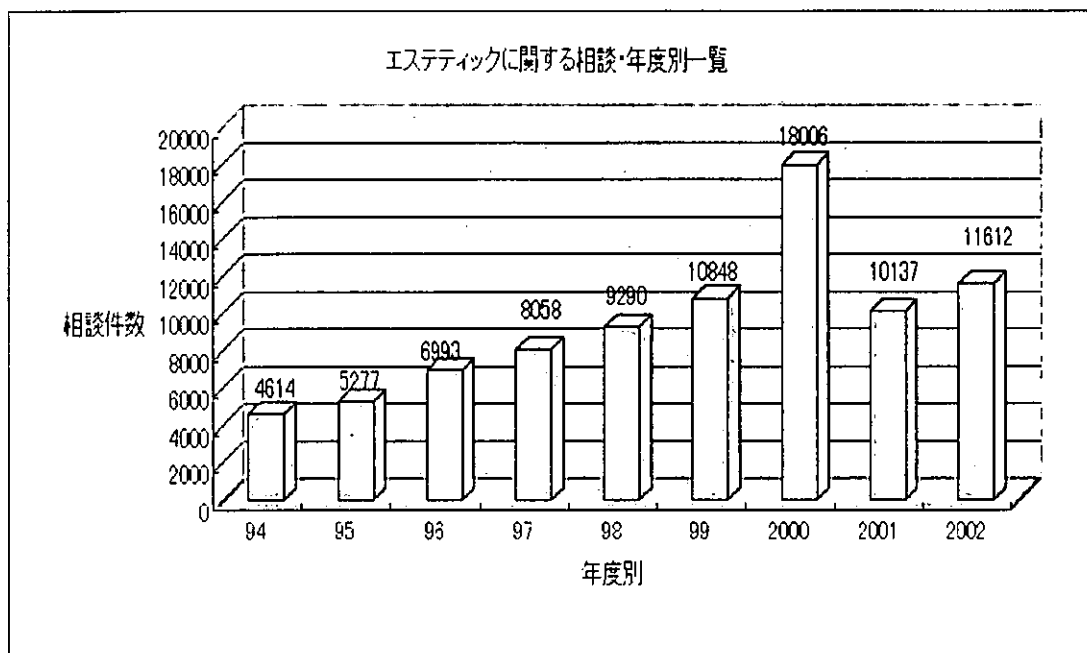
司会 エステティックの範囲を決めることは、営業的なこともあるでしょうから難しいとは思いますが、皆さんに話をさせていただいた中身については、報告書の中に反映させていただきたいと思います。

本日はありがとうございました。

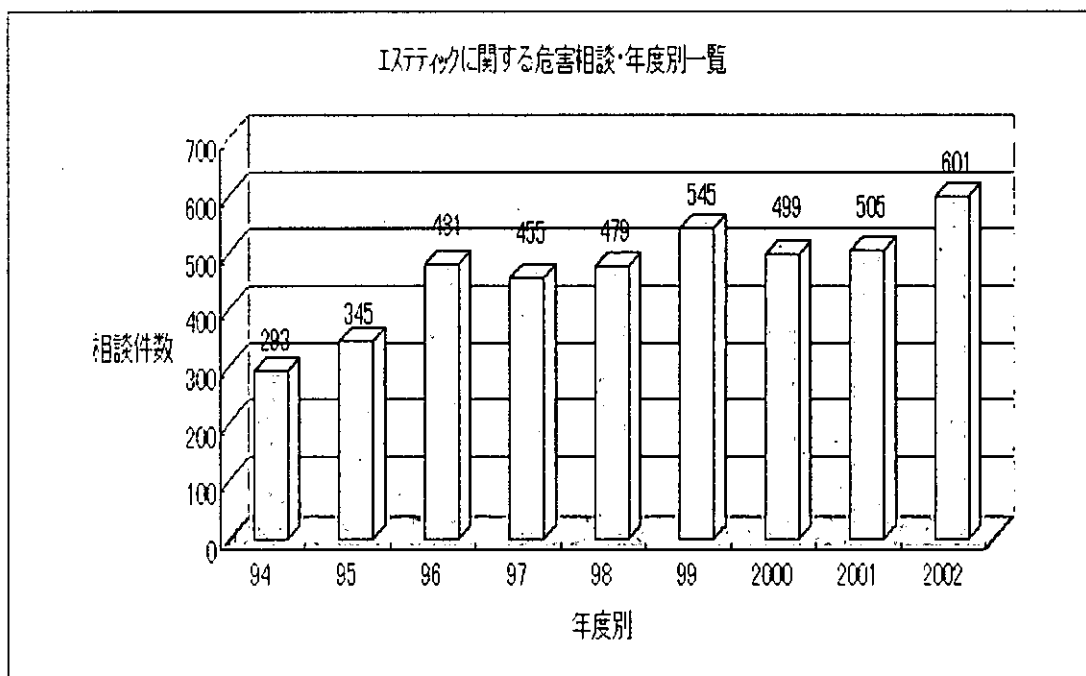
以上

エステティックに関する相談データ

「国民生活センター消費生活相談データベース(H15. 5. 21データ)より」



注)2000年10月、(株)アール・ビー・エム倒産により相談件数増加

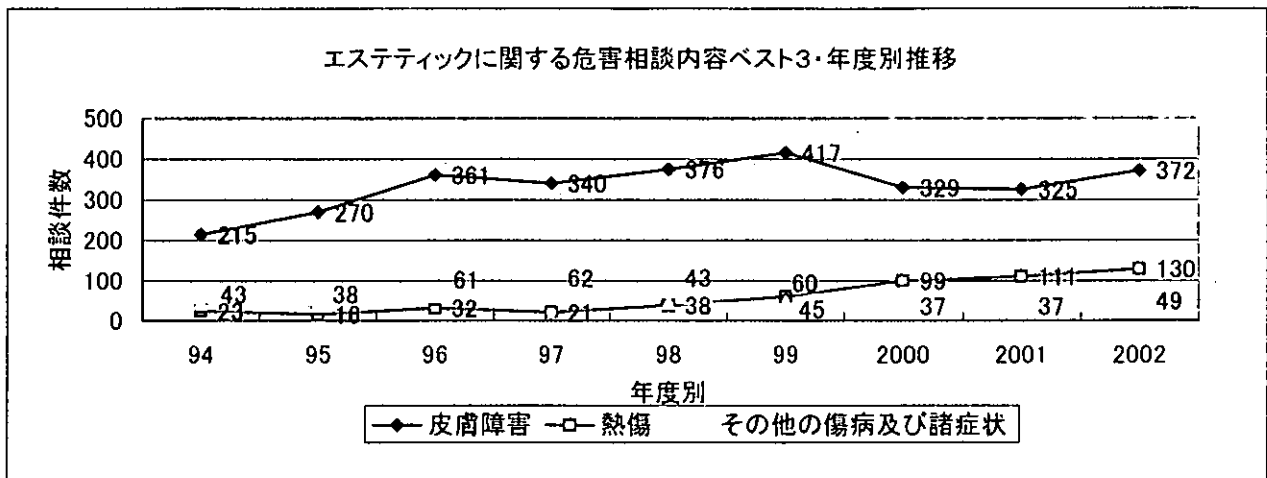


危害とは・・・商品・役務・設備に関して、身体にけが、病気等の疾病(危害)を受けたという相談。

1.エステティックに関する危害相談内容

	94	95	96	97	98	99	2000	2001	2002	合計
皮膚障害*1	215	270	361	340	376	417	329	325	372	3,005
熱傷	23	16	32	21	38	60	99	111	130	530
その他の傷病及び諸症状*2	43	38	61	62	43	45	37	37	49	415
擦過傷・挫傷・打撲傷	6	9	12	9	5	6	12	11	14	84
消化器障害	3	5	4	9	2	4	5	7	13	52
刺傷・切傷	0	1	1	4	3	6	4	6	8	33
筋・腱の損傷	1	2	2	2	4	2	3	1	5	22
神経・脊髄の損傷	0	0	1	3	2	1	2	2	2	13
感覚機能の低下	0	2	1	2	1	1	3	1	1	12
感電障害	1	1	1	2	1	0	0	2	1	9
骨折	1	0	2	0	0	0	3	0	2	8
呼吸器障害	0	1	3	0	2	1	0	0	0	7
脱臼・捻挫	0	0	0	0	2	2	1	0	1	6
凍傷	0	0	0	1	0	0	1	1	1	4
内臓損傷	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2
不明	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1
合計	293	345	481	455	479	545	499	505	601	4,203

- *1皮膚障害・・・皮膚の発疹、かぶれ、湿疹、かゆみ、ひりひりする、皮膚が黒ずむ、シミができるなどの症状。目に見える範囲に前述した症状が出たもの。
- *2その他の傷病及び諸症状・・・骨折～消化器障害に該当しないもの。脱毛、切れ毛、頭痛、腰痛、発熱、精神不安定など。



2.エステティックに関する危害相談部位

(上位8項目)

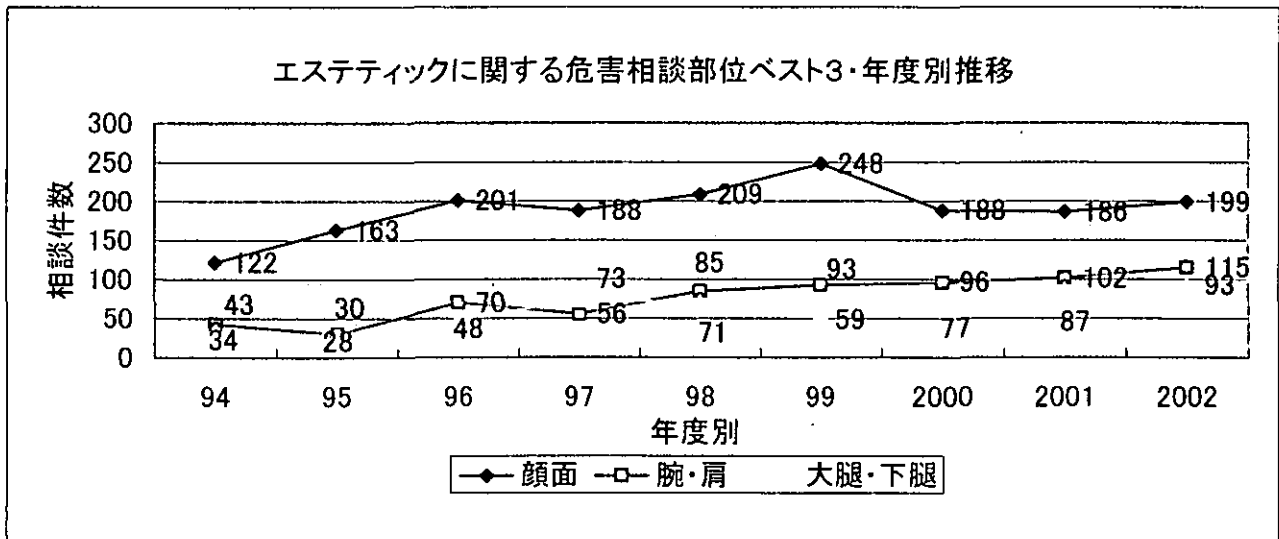
	94	95	96	97	98	99	2000	2001	2002	合計
顔面*1	122	163	201	188	209	248	188	186	199	1,704
腕・肩*2	43	30	70	56	85	93	96	102	115	690
大腿・下腿*3	34	28	48	73	71	59	77	87	93	570
全身*4	26	32	49	43	14	34	17	20	22	257
不明	10	17	21	27	26	27	30	29	35	222
胸部・背部	9	10	16	18	18	24	30	21	30	176
腹部	16	23	21	19	12	14	12	17	34	168
眼	3	7	6	4	4	8	13	21	30	96

*1顔面・・・額、眉毛、あごを含む。

*2腕・肩・・・脇の下、鎖骨を含む。

*3大腿・下腿・・・股関節、ひざ、もも、ふくらはぎを含む。

*4全身・・・けがをした場所が複数で、その部位が頭部、体幹、四肢のいずれにも該当する場合。



2-2. 2002年度危害部位(顔面)の危害内容

	2002
皮膚障害	175
熱傷	16
刺傷・切傷	4
擦過傷・挫傷・打撲傷	2
その他の傷病及び諸症状	2
合計	199